

## 参 考

国自総第 357号  
国自総第 527号  
平成16年12月 8日  
一部改正 平成17年 3月29日

社団法人 日本バス協会  
会長 齊藤 寛 殿

国土交通省 自動車交通局  
総務課 安全対策室長  
清谷 伸吾

### 異常気象時におけるバス輸送の安全確保の徹底について

去る、10月20日、台風23号の影響により国道を走行中の貸切バスが水没し、乗車していた乗客等が屋根に避難し、救助を待つ間、一夜を明かすという事案が発生しました。

これについて、当該事業者の運行管理体制について調査したところ、現時点では重大な法令違反は特段なかったことを確認していますが、更に、乗客からも状況を聴取したところ、本事案はあとわずかで大規模な事故につながる可能性があり、乗客の安全を最優先させるという観点から見ると改善すべき点が見受けられました。今後、このような事案を二度と起こさないために、一層の安全確保に取り組む必要があります。

したがって、貴協会におかれましては異常気象時におけるバス輸送の安全確保について、下記事項を徹底するよう、傘下会員事業者に対して、周知方お願いします。

### 記

#### 1. 運行管理者の行うべき事項

- (1) 異常気象時には、乗務員に対して危険地帯の走行を避ける等適切な指示を行うこと。なお、適切な指示を可能とするために、経路調査を行う際にあらかじめ、河川事務所等から浸水実績図や洪水ハザードマップを入手するなどして情報収集に努めること。
- (2) 運行経路の気象及び道路状況の変化を的確に把握するため、インターネット、テレビ、道路交通情報センター等からの情報収集に努めること。
- (3) 得られた情報を基に的確な運行指示を運転者に与え、余裕を持った運行が可能となるよう配慮すること。特に、大雨、洪水等の災害警報が発令されている場合には、運行の中止を含め弾力的に行程や経路を変更するなど乗客の安全を最優先にした措置を取ること。
- (4) 緊急時に備え、運行管理者と乗務員が密接かつ速やかに連絡できる体制を整えておくこと。

#### 2. 乗務員の行うべき事項

- (1) 異常気象の際は、乗客及びバスの状況、行った処置を頻繁に運行管理者に報告すること。
- (2) 道路の状況等により運行することが危険と認められたときは、運行を中止し乗客を速やかに待避させる等、乗客の安全確保を最優先すること。
- (3) 運行の判断が出来ない場合は、運行管理者から適切な指示を受けること。

#### 3. 異常気象時に車内に置くべき有用なもの

- ・窓ガラスを割るもの（点検ハンマー等）
- ・携帯電話の予備電池
- ・ロープ